



所内の様子です。清潔感と落ち着いた雰囲気の特徴です。



マスコットキャラクター 新久たん

## 1 当事務所の紹介

当事務所名の「新久」には、「新しく、かつ、恒久的な」というビジョンが込められています。

また、当事務所は、経営理念として、

- ① クライアント・ファースト
- ② スタッフ対等
- ③ 地域密着
- ④ 科学的経営
- ⑤ 専門家協働

の5原則を掲げております。

当事務所は、債権回収、労務管理、商取引・契約、知的財産、ITをはじめとする企業法務に注力しております。

さらに、紛争に至る前のいわゆる予防法務の充実を重視しています。「法務部門のアウトソーシング」のつもりで気軽にご相談ください。

また、相続、不動産・建築、交通事故その他一般民事・家事・刑事等の個人法務にも注力しております。

まずは、10分間の無料電話相談をご利用下さい。

**【無料電話相談ダイヤル】 043-244-1110**

### —TOPICS—

(2016/4)

- ・当事務所開設。

(2017/1)

- ・畠田啓史朗弁護士がパートナーとして参画。弁護士3人体制となる。

- ・千葉商工会議所にてセミナーを共催。

(2017/4)

- ・新事務職員が加入。事務局2名体制となる。

- ・開所1周年記念無料相談会を実施。

## 2 千葉商工会議所でセミナーを開催

千葉商工会議所にて、「2017年版 今、税理士・弁護士が伝えたい『会社の守り方』」と題するセミナーを開催いたしました。このセミナーは、弁護士と税理士がタッグを組み、税務調査や残業代請求、未収金回収などの問題について分かりやすく丁寧に解説し、解決のカギを提案することをコンセプトとしたものです。

当事務所の担当は、次のとおりでした。

- ① 残業代請求の対策(予防編)・・・佐藤弁護士
- ② 残業代請求の対策(紛争編)・・・畠田弁護士
- ③ 事例から学ぶ債権回収の要点・・・沼倉弁護士

当日は、各種士業の先生方や企業の代表者・営業部の方々といった、多くの方々にご来場いただきました。

また、セミナーの後に個別相談会も開催しており、実際にご相談に来られたご来場者様もいらっしゃいました。

アンケートをみると、内容にご満足いただけたようで、顧客紹介や業務提携についての積極的な回答をいただけるなど、嬉しい結果となりました。

当事務所では、今回のような会場を使ったセミナーはもちろんのこと、企業様へ出張する形でのセミナーのご依頼も承っております。ホームページに掲載中のメニューのとおり、テーマ等も柔軟に対応可能ですので、ぜひ積極的にご活用いただけますと幸いです。

### 新久総合法律事務所

〒260-0027  
千葉県千葉市中央区新田町 11-1  
小川第2ビル6階  
TEL:043-244-1110  
FAX:043-332-9480  
<https://www.shinku-law.jp/>

—あなたと地域のシンクタンクに—



Shinku Partners

新久総合法律事務所

### 【編集後記】～担当:弁護士 佐藤 孝丞～

当事務所も早いもので開所 1周年を迎えました。記念として行った無料相談会にも複数の応募があり、地域に寄り添えている実感がわきました。

2周年目は、セミナーやお客様がご利用になりやすいサービスの構築・提供により一層力を入れ、事務所規模の拡大も目指していきたいと思っております。

今後とも新久総合法律事務所をよろしくお願ひ申し上げます。

### 【所属弁護士のつぶやき】

・実は弁理士登録もしていますので、知的財産(商標・意匠・特許等)関係は登録出願段階からサポートできます。ぜひ、ご検討ください(佐藤孝丞)。

・基盤を整える1年目が終わり、飛躍に向けた2年目と考えています。これからも新久総合法律事務所を宜しくお願ひ致します(沼倉悠)。

・開所2年目も顧問先の企業様・事業主様の「利益の最大化」をモットーに業務に邁進いたします(畠田啓史朗)。